

平成 2 3 年度第 1 回芦屋すこやか長寿プラン 2 1 評価委員会 会議録

日 時	平成 2 3 年 8 月 3 0 日 ( 火 ) 13 : 3 0 ~ 15 : 3 0
会 場	分庁舎 2 階 大会議室
出席者	委員 長 浅野 仁 委 員 多田 梢, 仁科 睦美, 中野 久美子, 川添 昌宏, 柴沼 元, 久保崎 進, 野島 さゆり, 瀬尾 多嘉子, 平馬 忠雄, 安宅 桂子, 姉川 詔子, 佐治 雅子 事 務 局 保健福祉部高年福祉課 永井 喜章, 奥村 享央, 鯉川 敬子, 吉川 里香, 山崎 元輝, 村岡 裕樹 保健福祉部地域福祉課 細井 洋海
会議の公表	公 開 非公開 部分公開  < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 第 5 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 の達成状況について
- (2) 介護保険サービス給付事業実績について
- (3) 次期の介護保険事業計画の概要について

2 資料

事前配布資料

- (1) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要  
【資料 1】
- (2) 第 6 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 策定に向けた現行計画達成状況の整理  
(平成 2 1 年度 ~ )【資料 2】
- (3) 平成 2 1 年度・平成 2 2 年度の相談業務の推移 ( 圏域ごとの割合 )【資料 3】
- (4) 様式 2 の ( 1 ) 平成 2 1 年度事業実施報告書等【資料 4】

3 議事

- (1) 第 5 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 の達成状況について  
(事務局 永井)「平成 2 2 年度 4 月から 1 2 月までの介護保険事業実績」について説明。  
(事務局 吉川) 平成 2 1 年度・平成 2 2 年度の相談業務の推移について説明。  
(浅野委員長)

達成状況の資料については,事務局が A , B と評価した項目については説明をせず,  
特に達成していない C について説明していただきました。また,地域包括の評価につ  
いて,主観的な評価であることを説明していただきました。事務局と評価が違うと思  
われる点などご質問又はご意見などありませんか。

(平馬委員)

2 ページの認知症予防の推進で、基本チェック項目は既に有るのですね。誰がどのような方法で項目をチェックするのですか。

(事務局 吉川)

基本チェックリストは介護予防検診とあわせて、医療機関において問診票で行われます。それを基に医師が2次予防対象者であることを判断し、データを市役所に送っていただきます。市役所ではデータ入力等を行い集計しています。チェックリストの中の項目により、鬱や認知症、運動機能の予防など、その人に必要な予防をスクリーニングできるようになっていますが、芦屋市において今実施していますのは、全体を通して運動機能や口腔、栄養の教室を実施していますが、第5次のプランに掲載していますような認知症に特化してスクリーニングし事業を行うということが出来ていないのでC評価になっています。

(平馬委員)

チェック項目を記入するのは、本人ですか、家族ですか、医師ですか。

(事務局 吉川)

検診を受けたご本人が記入します。

(平馬委員)

それを医師がチェックして、コメントを書くのですか。

(事務局 吉川)

内容をチェックして必要な方のデータを市役所に送っていただきます。

(柴沼委員)

3 ページの生涯学習の芦屋川カレッジで、A評価になっていますが、参加していた方のご意見を聞いていますか。と言いますのは、参加者から、不満があると聞いています。特に、市の説明に具体性がない、もっと具体的に説明して欲しいと聞いております。

(事務局 奥村)

こちらに書かれている内容から判断し、A評価としています。参加者の方の具体的な内容までは聞いておりません。確認するようにします。

(平馬委員)

5 ページ、住民主体の介護予防活動への支援で、どのような自主活動を想定されていたのですか。検討が必要となっていますが、どのようなことを目指していますか。

(事務局 吉川)

市内においては特定高齢者、先ほどのチェックリストから抽出した重点的に介護予防を行ったほうが良いかたを対象にしたものと一般高齢者に向けたものを実施しています。参加者の数は、教室ごとではありませんが、資料4の3ページ介護予防普及啓発事業で22年度600回実施して、延べ人数8559人です。こちらとしましては、教室にこられたかたが、教室が終わった後でも、一緒に運動されるなどの活動につながればと期待していますが、やはり出来上がった場にこられることは出来ても、なかなか自分たちで運営することが出来ないのが課題であると考えています。

(平馬委員)

講義の終わりのほうの何時間かを割いて、今後の活動のことをサジェスションされたほうが、繋がりやすいと思います。そのような流れが事業の中にあってもいいと思います。

(野島委員)

生きがい作りなど、このようなところに参加されるのは、多分女性の方が多いと思

います。男性のかたが参加できる内容のものを考えていただければと思います。地域で見えていまして、男性の行き場がなく、体操などの教室もたいい女性が参加しています。文化的なことも女性対象、集会所の会でも女性対象、役所で何か考えていただかないと、女性対象のものばかりです。男性対象と言えば、囲碁・将棋・マージャンなど特定のものになりがちですが、それでも良いので、積極的に推進してください。

(柴沼委員)

課題として書いてあることを実現していただければ、だいぶ違うと思います。このような講座はありません。カレッジにはたくさん参加されていますが、地域に帰って活動されない、それが講座の中に抜けています。

(野島委員)

カレッジの人数も女性のほうが多いのではないのでしょうか。卒業してから後の楽しみのことを聞くのは女性の方ばかりで、男性の方は、「やめました」と言うかたが多いのです。リーダーとして残っているかたはいらっしゃいますが、割合としては少ないのではないかと思います。

(事務局 永井)

今日頂戴しましたご意見は、担当部署のほうに十分伝えます。

(柴沼委員)

4ページ、防災安全、災害時における支援体制の整備で、「小学校区を単位とする総合訓練を行う必要がある」とありますが、小学校区ではなく、町ごとでなければならぬと思っています。小学校区も必要ですが広すぎます。それ以上にブロックを小さくした「町」単位が必要です。

(安宅委員)

2ページ、認知症予防に関しては、柴沼委員がおっしゃったように小さな単位で実施したほうが良いと思います。わたくしも認知症サポーター養成講座などをしていますが小規模で20~30人ぐらいの単位で何回か話し合いのようになると、認知症のことが良く分かっただけです。1回では分からなくて3回くらいで分かったといわれることが多く、こまめにしていただければと思います。警察学校で定期的に講座をしていますが、社会福祉協議会から最近余り要請がありません。C評価で少し驚きましたが、小規模の講座などが出来たらと思います。それからもう1点、施設などにおける身体拘束ゼロに向けた取り組みの推進の施設には、病院も入るのですか。

(事務局 永井)

介護施設のことです。

(浅野委員長)

6ページ、要介護認定の適正化が行政としてはB評価になっています。確かに認定調査員を配置して、適正化を図っています。が、認定においては不合理なこともあるかと思っています。実質適正化の効果が上がっているのでしょうか。Bを付けた根拠は何でしょうか。

(事務局 永井)

要介護認定については、以前なら施設のケアマネジャーに任せていた部分もありましたが、市で直営することによって、公平な見方が出来ていると考えます。要介護認定の新規認定、区分変更は市の職員が行い、継続については一部委託しています。

すべて直営ではないのですが、おおむね出来ているということで、Bにしています。

(浅野委員長)

資料3、地域包括支援センターの業務評価で、東山手高齢者支援センターの自己評

価が低いように思いますが、これは職員の異動等が影響しているのでしょうか。

(事務局 吉川)

昨年度ベテラン職員の退職に伴い、新人職員が入りました。やはり組織の中が替わりますと、職員の負担かかっていた状況で、自己評価を付けていたと考えられます。それでは実際どうであるか行政側から見た場合、ずいぶん努力していただいていると認識しています。

(2) 介護保険サービス給付事業実績について

(事務局 永井) 平成21年度事業実施報告書等の4ページ以降、介護保険事業実績について説明。

(平馬委員)

4ページの歳入の支払基金交付金とはどういうものかと歳出の人件費の内容は何でしょうか。

(事務局 永井)

支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金から各保険者の給付実績に基づき、40歳から65歳までのかたの保険料から支払われるものです。芦屋市の給付費100のうち50は国、県、市の税金、30は40歳から65歳までのかたの保険料、つまり支払基金交付金、残り20を加入者の保険料で賄います。したがって、給付実績が増えますと支払い基金交付金も増えます。

それから、人件費が21年度と22年度で700万円あまり増加している点ですが、21年度は介護保険担当の正規職員が10名、22年度は12名になり、人件費が増加しています。総務費は、一般に介護担当職員の給与や消耗品などの事務経費です。

(安宅委員)

4ページ、歳入のところ滞納繰越分21年度850万円、22年度790万円とあります。7ページにも滞納繰越分が21年も22年もかなりの額になっていますが、今後も繰越していくのでしょうか。累積しているようですが、保険料は入ってきていますが、そのうちのかなりの部分が滞納繰越であるのであれば、介護保険料の値上げにつながりませんか。

(事務局 永井)

介護保険の滞納については、毎年700万円から800万円ほどあります。介護保険料の支払い方法は、9割が年金天引きですので徴収率は96%~97%になっています。これは、65歳になったら年金から天引きされるようになりますが、すぐには天引きにならず、手続き中の期間分は、納付書をお送りしているかたや、その他、年金額が少ない方など何らかの理由で天引きが出来ないかたの滞納分です。滞納のままでは不公平が生じますので、督促を行ったり分納をお願いしたりしています。今年度から債権管理課が出来ましたので、お金があっても支払わないかたにつきましても、差し押さえなど強硬な手段も考えております。

(川添委員)

6ページ地域密着型サービスの受給者は、入居だけではなくデイサービスの数も含めて287人でしょうか。10か所で約300人は少ないように感じましたので。

(事務局 永井)

1月だけの数です。居宅と地域密着を併用していたら重ねて人数をカウントしています。地域密着型のグループホーム、有料老人ホームは9か所で定員が184人ですので、1月この程度の数字です。

(瀬尾委員)

高齢者の施設などで、食事を置くときに座っている位置に近すぎると虐待であるとか、安全のため自由に出入り出来ないようにしているのは虐待であるとかと聞きますがそれも虐待なのでしょうか。

(川添委員)

瀬尾委員がおっしゃるような事例など、施設などでは虐待を身体拘束と言う意味で使っていることがあります。

(瀬尾委員)

施設では、安全面を重視して勝手に出られないようにしているところもあります。それも虐待と言われるのかと思いました。わたしたちの思う虐待は、拘束する服を着せたりしていたような縛ることなどですが、安全面を重視してしたことも虐待では、あまりにも虐待の解釈が広すぎると思います。

(事務局 吉川)

言葉が浸透してきますと色々な見方が出てきます。明らかに高齢者を叩いているなどでなければ、これだから虐待であるという明確なものはありません。私共で事実確認をして総合的に見て判断します。虐待なのか虐待でないのか、職員も悩むところで、解釈が広がれば広がるほど皆さん捕らえ方が違ってきますので、難しいと感じています。

(3) 次期の介護保険事業計画の概要について

(事務局 永井) 次期の介護保険事業計画の概要について説明。

(浅野委員長)

来年度以降、国が法律の改正と言うことで、その一部を示してきたものです。1つのポイントは、医療、看護の関係です。在宅医療ということですが、実際はどのような状況ですか。24時間の在宅対応はどうですか。

(多田委員)

1人では無理ですので、複数の医師がグループを組んで、24時間対応をされていると思います。

(浅野委員長)

訪問看護ステーションは市内に何か所ぐらいあるのですか。

(事務局 永井)

7か所です。

(浅野委員長)

看護と介護が合体することはありませんか。

(事務局 永井)

法改正で24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが始まって、小規模多機能型サービスと組み合わせれば、ありえます。しかし、実現には人件費がかかりそうです。

(佐治委員)

2点あります。1点目は高齢者の住まいのことについてです。大東町の公営住宅にはシルバーハウジングと特定目的住宅、普通の住宅の3種類あります。緊急通報システムが各戸についていますが、機器の止め方が分からず騒ぎになることがあります。行政では機器は住宅についていることについての検証が必要と思います。

もう1点は市民後見制度についてです。市民後見制度を推進されているのでしょうか。

(事務局 細井)

市民後見人の養成等実施しています。

(佐治委員)

後見人は、人の財産などを扱う重要な役割です。高齢者が増えて足りなくなっているのはわかりますが、一般の方に自覚を持ってお任せできるのでしょうか。

(事務局 細井)

市民後見人は、一般のかたではありますが、裁判所が選任したかたです。また、研修終了後は法律職について実地で後見事務について学びます。後見人は、年に1回は裁判所に収支報告の提出の必要もありますし、場合によっては後見監督人が付くなどチェック機能もあります。

(浅野委員長)

検証についてですが、当局の評価は、現場に下りていないのではないかと思います。サービスの実践内容そのものを評価する項目があっても良いのではないかと思います。

閉会